事　務　連　絡
平成 24 年 5 月 30 日

地方獣医師会会長　各位

公益社団法人　日本獣医師会
専務理事　矢 ケ 崎 忠 夫

「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令等の施行について」の発出について

このことについて、平成 24 年 5 月 21 日付け事務連絡をもって、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から別添のとおり通知がありました。貴会関係者へ周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、今般、成猫（生後 1 年以上のねこのことをいう）の展示（いわゆる猫カフェ等）に関する経過措置を設けるため、①改正省令の一部を改正する「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成 24 年環境省令第 13 号）」及び②改正細目の一部を改正する「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の一部を改正する件の一部を改正する件（平成 24 年 5 月環境省告示第 83 号）」が平成 24 年 5 月 21 日に公布・施行されたことを、各都道府県知事、各指定都市の長及び中核市の長あてに通知したことについて本会会員への周知を依頼されたものです。

なお、平成 24 年 5 月 21 日に改正された省令等は、本年 5 月 2 日付け事務連絡（動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について）のとおり、平成 24 年 6 月 1 日に施行されます。

本件のお問合わせ先
公益社団法人
日本獣医師会 事業担当：笹 川
TEL　03－3475－1601

写

事　務　連　絡
平成２４年５月２１日

公益社団法人　日本獣医師会　　御中

環境省自然環境局総務課
動 物 愛 護 管 理 室

「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令等の施行について」の発出について

標記の件について、別紙のとおり各都道府県知事、各指定都市の長及び中核市の長あて通知したところです。

つきましては、別紙の内容について、貴会会員への周知に格段のご配慮をお願いします。

担当：動物愛護管理室
電話：03-3581-3351（内線6406）
FAX ： 03-3508-9278

公益社団法人日本獣医師会
受付
24. 5. 22
第 98 号

（別紙）

写

環自総発第120521001号
平成２４年５月２１日

各都道府県知事
各指定都市の長　殿
各中核市の長

環境省自然環境局長

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令等の施行について

平成24年1月20日に、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成24年環境省令第1号。以下「改正省令」という。）及び動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（平成24年1月環境省告示第4号。以下「改正細目」という。）が公布されたところであり、本改正事項については、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（平成24年4月17日付け環自総発第120417001号環境省自然環境局長通知）において、その改正等の趣旨、内容等を示したが、今般、成猫（生後1年以上のねこのことをいう。以下同じ。）の展示に関する経過措置を設けるため、改正省令の一部を改正する「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成24年環境省令第13号）」及び改正細目の一部を改正する「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の一部を改正する件の一部を改正する件（平成24年5月環境省告示第83号）」が平成24年5月21日に公布・施行されたところである。

改正省令等の制定の趣旨及び改正の内容等は、下記のとおりであるので御了知の上、本省令等の適切な施行に特段の御配慮をお願いする。

記

第１　制定の趣旨

販売業者、貸出業者及び展示業者において、午後８時から午後10時までの間に、成猫を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合につい

て、夜間展示規制（犬又はねこの午後８時から午前８時まで（以下「夜間」という。）の展示禁止等）に係る所要の経過措置を設けるものであること。

第２　改正の内容等

１　経過措置の対象

販売業者、貸出業者及び展示業者が行う展示のうち、午後８時から午後 10 時までの間に、成猫を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で行う展示を対象とする。

この場合において、「休息できる設備」とは、顧客等との接触や照明・音響にさらされている状態を避けることが可能であって、成猫が十分に休息可能な場所又は設備を指し、「自由に移動できる状態で行う展示」とは、このような場所又は設備に成猫が自由に移動し、休息がとれるような状態が確保されている展示を指す。

２　経過措置の内容及び期間

経過措置の期間は、改正省令等の施行の日（平成 24 年６月１日）から２年間とする。この期間中に１に掲げる展示を行う場合においては、改正省令による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第１号）第３条第２項第９号（夜間の営業を行う場合に、夜間に顧客等が犬又はねこの飼養施設内に立ち入らないための措置が講じられた飼養施設の設置）及び第８条第４号（夜間の展示禁止）並びに改正細目による改正後の動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成 18 年１月環境省告示第 20 号）第５条第１号ヌ（夜間営業を行う場合に、夜間に顧客等が飼養施設内に立ち入らないようにするための措置）及び第５条第５号イ（夜間に顧客等が犬又はねこに接触すること等の禁止）の規定は、１の対象となる成猫については適用しない。

なお、この場合においても、犬及び生後１年未満のねこについては、上記規制の対象となる。

３　施行期日

改正省令の一部を改正する省令及び改正細目の一部を改正する件の施行期日は、公布の日（平成 24 年５月 21 日）とする。なお、改正省令及び改正告示は、同日をもって、一部が改正された上で、同年６月１日から施行される。

官報
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○旅券法施行規則の一部を改正する省令（外務八）　二

○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（環境一三）　二

〔告示〕

○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（復興庁三）　二

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務一八六）

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表するとともに、併せて同条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件及び同条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（同一八七）

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表するとともに、併せて同条第三項の規定により政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件及び同条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（同一八八）

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一八九）　二

○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件（厚生労働三六一）　三

○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止した件（同三六三）　四

○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体の代表者の氏名を変更した件（同三六四）

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（農林水産一三九〇）　五

○保安林の指定をする件（同一三九一～一三九三）

○保安林の指定を解除する件（同一三九四～一四〇〇）

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一四〇一～一四一二）　六

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通六一七～六一九）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件（同六二〇）　八

○動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件の一部を改正する件（環境八三）　八

○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（北陸地方整備局七四）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

財務省　九

〔官庁報告〕

産業

日本工業規格（経済産業省）　九

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分関係　一〇

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金変更関係

会社その他

省令

○外務省令第八号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項、第三項及び第二十二条の規定に基づき、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「写真付き身体障害者手帳（写真貼替え防止がなされているもの）」の次に、「運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のもの）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十三号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十一日

環境大臣　細野　豪志

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

第三条　販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後八時から午後十時までの間に、成猫（生後一年以上のねこのことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、当該成猫については、平成二十六年五月三十一日までの間は、この省令による改正後の第三条第二項第九号及び第八条第四号の規定は、適用しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○復興庁告示第三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月二十日付けで認定した復興推進計画（会津若松市復興推進計画（認定番号福島第四号））に係る指定金融機関を平成二十四年四月二十五日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十四年五月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○総務省告示第百八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十四年五月二十一日

総務大臣　川端　達夫

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
政党 国民新党	代表者の氏名	新　自見庄三郎 旧　亀井　静香	二四、四、六

○総務省告示第百八十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、併せて同条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、訂正の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第三百七十七号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）、平成二十四年総務省告示第七十八号（政党助成法第五条第三項の規定により政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）及び平成二十四年総務省告示第七十九号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年五月二十一日

総務大臣　川端　達夫

公明党から、平成二十四年三月十六日に、基準日（平成二十四年一月一日）前において同党の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数がそれぞれ「四三六」から「四三五」に異動した旨届出があった。

公明党から、訂正の届出があったので、平成二十三年総務省告示第三百七十七号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の公明党の部支部の数中「四三三」を「四三二」に、「四三六」を「四三五」に改め、平成二十四年総務省告示第七十八号（政党助成法第五条第三項の規定により政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の公明党の部支部の数中「四三二」を「四三一」に、「四三三」を「四三二」に、「四三一」を「四三〇」に改め、平成二十四年総務省告示第七十九号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一公明党の部(九)支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数中「四三一」を「四三〇」に改める。

○総務省告示第百八十八号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、併せて同条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、訂正の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第七十八号（政党助成法第五条第三項の規定により政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）及び平成二十四年総務省告示第七十九号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年五月二十一日

総務大臣　川端　達夫

自由民主党から、平成二十四年三月二日に、基準日（平成二十四年一月一日）前において同党の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数がそれぞれ「七二四〇」から「七二三九」に異動した旨届出があった。

自由民主党から、訂正の届出があったので、平成二十四年総務省告示第七十八号（政党助成法第五条第三項の規定により政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）中

「自由民主党

支部の数	七二四八	七二四〇	平成二十三年十二月十五日
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二四八	七二四〇	
支部の数	七二四七	七二四八	
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二四七	七二四八	

」を

「自由民主党

支部の数	七二四七	七二三九	平成二十三年十二月十五日
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二四七	七二三九	
支部の数	七二四六	七二四七	
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二四六	七二四七	
支部の数	七二四五	七二四六	
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二四五	七二四六	

」に改め、

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、神流町（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年五月七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十一日　国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F―492号	表面仕上材（難燃性塗料）	ヘルスコートSカラー仕上げ木炭粉混入ポリアミド樹脂系塗料カラー仕上げ	アーテック工房株式会社	長崎県東彼杵郡東彼杵町八反田郷57―29

○国土交通省告示第六百十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年五月七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十一日　国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F―466号	不燃性材料	ABM―FR60 (Fire Marine Rock Wool)	株式会社大晃産業	広島県尾道市向島町9515番地の1
第F―467号	仕切り隔壁（A60級）	TKAB―1B	〃	〃
第F―468号	〃	TKAB―2B	〃	〃
第F―469号	仕切り甲板（A60級）	TKAB―1D	〃	〃
第F―470号	〃	TKAB―2D	〃	〃

○国土交通省告示第六百十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年五月七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十一日　国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第2491号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（固型式）	NS―7BN―Ⅱ型	日本船具株式会社	ファスナーの変更

○国土交通省告示第六百二十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十四年五月八日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月二十一日　国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第P―613号	粉砕装置	AC―105M	Emerson Electric Co.	8000 West Florissant Avenue, St. Louis, MO 63136, USA

○環境省告示第八十三号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第八条第八号の規定に基づき、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（平成二十四年一月環境省告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年五月二十一日　環境大臣　細野　豪志

第六条の改正規定の次に次のように加える。

附　則

販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後八時から午後十時までの間に、成猫（生後一年以上のねこのことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成二十六年五月三十一日までの間は、当該成猫については、この告示による改正後の第五条第一号ヌ及び第五号イの規定は、適用しない。

○北陸地方整備局告示第七十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月二十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　登録番号
北陸地方整備局長　2
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人　富山県建築住宅センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	牧田　潔、加藤　雅俊
変更後	柴田　聡、寺嶋　哲

(2)　変更年月日
平成二十四年四月三十日